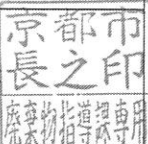


複写厳禁

一般廃棄物処理業許可証

住所 (法人にあっては、主たる事業所の所在地)	許可年月日	許可番号	<p>1 許可条件</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。), 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (以下「条例」という。), その他関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) IDタグカードを使用して本市クリーンセンターに搬入する車両を用いて京都市域外の廃棄物を収集運搬しないこと。</p> <p>(3) IDタグカードを使用して本市クリーンセンターに搬入する車両を用いて産業廃棄物を収集運搬しないこと。</p> <p>(4) ①の搬入先については, 一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集するマンション等から排出されるプラスチック製容器包装は本市資源化施設へ, それ以外は本市クリーンセンターとし, 搬入時間帯及び搬入台数はそれぞれ別紙のとおりとする。</p> <p>(5) ②は, 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第3項に規定されているものであり, 同条第4項に定める事業者から排出されたものに限る。</p> <p>(6) その他市長の指示に従うこと。</p> <p>2 搬入先</p> <p>① 本市クリーンセンター及び本市資源化施設</p> <p>② 株式会社エム・シー・エス 三重県伊賀市島ヶ原8801番地の8</p> <p>3 手数料</p> <p>処理手数料は, 条例に定める額を超えて徴収してはならない。ただし, ②を株式会社エム・シー・エスに搬入する場合についてはこの限りではない。</p> <p>4 許可の取消し又は業務の停止</p> <p>法, 条例, 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則又は許可条件に違反する行為をしたときは, 許可の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。</p> <p>業務の停止の間, 市は他の業者に当該業務を代行させることがある。この場合に生じた損失に対して, 市はその責を負わない。</p>
京都府亀岡市旭町金辻57番地	令和2年4月1日	一廃第36号	
氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名)	京都市長 門川 大作		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。			
取扱廃棄物の種類 ①ごみ (特別管理一般廃棄物を除く。) ②食品廃棄物			
作業区分 収集・運搬 (積替保管を含まない。)			
許可の有効期限 令和4年3月31日			
許可の変更の状況			